

菫崎市告示第14号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び第3項の規定により、令和8年度土地・家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

令和8年3月31日

菫崎市長 内藤久夫

記

1 縦覧期間

令和8年4月1日から6月1日までの午前8時30分から正午までと午後1時から午後5時15分まで。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

2 縦覧場所

菫崎市役所 税務収納課